

令和4年第12回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年6月23日(木)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 仲 山 英 之
同 委員 岡 田 行 雄

議 題

- 1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 2 議案
 - (1) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - (2) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 3 陳情
 - (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- 4 協議
 - (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- 5 報告
 - (1) 教育長報告
 - ① 令和4年第二回練馬区議会定例会提出議案について
 - ② 物価高騰に伴う学校給食食材購入費補助について
 - ③ これからの図書館構想(素案)について
 - ④ 練馬区立図書館の指定管理者の公募について
 - ⑤ 練馬区立上石神井児童館および練馬区立上石神井児童館学童クラブの指定管理者の公募について
 - ⑥ 練馬区立光が丘児童館の指定管理者の選定について
 - ⑦ 区立学童クラブの休室について
 - ⑧ 令和4年度「練馬子ども議会」の開催について

⑨ その他

開 会 午後 3時30分
閉 会 午後 4時53分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	山 本 浩 司
同 副参事	風 間 浩 也
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	山 崎 直 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	佐 藤 重 康
同 保育課長	清 水 輝 一
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太

教育長

それでは、ただいまから、令和4年第12回教育委員会定例会を開催する。

案件に入る前に、仲山委員の再任について、ご報告申し上げます。

6月16日に開催された、練馬区議会第2回定例会の本会議において、仲山委員の任命同意議案が可決され、6月20日付で、仲山英之委員が再任された。この16日付で、前川区長より委員としての発令を受けているので、ご報告させていただく。

それでは、仲山委員からご挨拶を頂戴できればと思う。

仲山委員

これまで1年間教育委員を務めさせていただき、区長をはじめ、教育委員の方々の教育行政に対する熱意を強く感じた。これは本当に務めさせていただいたおかげの結果である。私自身、もとより力はないが、再度気を引き締めて、尽力していきたいと思うので、どうぞよろしく願いたい。

教育長

ありがとう。

それでは、案件に沿って、進めさせていただく。

本日の案件は、議題1件、議案2件、陳情1件、協議1件、教育長報告8件である。

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに、議題の1番、練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名についてである。

本件については、本年6月30日までが中田委員の教育長職務代理者としての任期となっているため、7月1日以降の教育長職務代理者について、指名を行うものである。

この案件について、説明をお願いします。

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことが定められている。

したがって、教育長の職務を代理するものは、教育長に事故があるとき、または、教育長が欠けたときにその職務を代理することになる。それらのとき以外については、教育長の職務を代理することはない。

通常は、他の教育委員と同様の職務を行うことになる。代理する権限の範囲は、基本的には教育長の権限全般となるが、これは極めて広範にわたるため、難しい面がある。そこで、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第3条の規定では、教育長の権限のうち、教育委員会の会議を主催し、教育委員会を代表すること以外は教育振興部長等に委任することができると定められている。

なお、中田委員の教育長職務代理者としての任期は、本年6月30日までである。そこで、7月1日以降の教育長職務代理者の選任が必要となっている。

以上である。

教育長

ただいま説明させていただいたように、教育長の職務代理については、教育長である私が、委員の皆様の中から指名をさせていただきたいと考えている。

また、教育長の職務代理をする者は、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任することができる旨が定められているが、それでもその権限はかなり重くなっている。そこで、任期については、法律等に定めがないことになっているが、私としては、今回も本年7月1日から来年の6月30日までの1年間でお願いをしたいと考えている。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定に基づき、教育長の職務代理をする者を私から指名させていただきたいと思う。

では、私からは岡田委員に職務代理者をお願いしたいと思っているが、ご異議ないか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、岡田委員に7月1日から、1年間の教育長職務代理者をよろしくお願い申し上げます。

それでは、岡田委員、ご就任のご挨拶を頂戴できればと思う。

岡田委員

ただいまご指名いただいた岡田である。皆さんご承知のように、昨年の12月に教育委員を拝命したばかりで、まだまだ経験の浅い身である。これからの重責を果たすに当たり、皆様のご協力を頂きながら、務めてまいりたいと思う。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長

ありがとう。

続いて、委員の議席について、お諮りする。

練馬区教育委員会会議規則第5条の規定では、委員の議席は合議により定めることとされている。本日の議席は暫定的にお座りいただいている。7月以降については、現在の教育長職務代理者である中田委員の座席に、次の教育長職務代理者となる岡田委員にお座りいただき、中田委員は現在仲山委員にお座りいただいている座席に、仲山委員は現在の岡田委員にお座りいただいている座席に、坂口委員については、現在の席に引き続きお座りいただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次回以降については、ただいま申し上げた座席でよろしくお願ひしたいと思う。

- (1) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

それでは、次に議案である。

議案第22号、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

それでは、この議案について、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があればお願いします。

ちなみに、リフレッシュ休暇というのは、区の職員も全く同様のルールで運用されている。幼稚園の教育職員だけ別の条例・規則になっているが、区の職員も全員同様の取扱いである。43歳のときに2日間、53歳のときに3日間取得できる。それから、夏季休暇というのは、通常ならば7月1日から9月30日までの3か月間で5日間取得できるが、一昨年から新型コロナウイルス感染症に伴い、職員が多忙により、3か月間で夏季休暇を使えないという現象が出てきた。それに伴い、休暇を取得ができる期間を延長したものであり、その規則改正である。

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があれば、お願いします。

坂口委員

43歳、53歳の休暇というのは実際に消化されているのか。

教育指導課長

幼稚園の職員は、非常に人数が少ないこともあり、この年齢に該当する者が令和3年度はいなかったため、取得はされていないが、東京都の小学校、中学校の教員で、練馬区に勤務している教員で見ると、小学校は昨年度75%。中学校では60%の教員が取得しているということであるので、年度が延びた分、さらに取得を増進させることができるかと考えている。

以上である。

教育長

補足させていただくと、43歳、53歳の休暇というのは、通常、大卒で区役所に入って20年ないし30年ぐらいがちょうどこの年齢に当たる。20年、30年の節目にリフレッシュできるようにということで、制度として設定したものであるが、そんなに古くからある制度ではなかったものと承知している。

どうぞ、仲山委員。

仲山委員

確認であるが、例えば43歳である期間のうちに2日間休暇が取れるということであるが、次のリフレッシュ休暇が取れるのは53歳までなので、基本的に10年のうちに2日だけということか。

教育長

そうである。

仲山委員

2日間でリフレッシュするというのも少し難しいかと思う。すぐにできるとは思えないが、もう少し改善する方向で進められるものならば、今後の課題としていただきたい。

教育指導課長

幼稚園職員に限る話ではないため、そういったご意見があったことは所管のほうに伝え、検討していく。

以上である。

教育長

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ただいまの議案については、承認ということでよろしいか。

それでは、承認とさせていただきます。

(2) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

それでは、議案第23号、練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則

の一部を改正する規則。
説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

後ほども出てくるが、今回議会の条例案として可決された件を細かく規定した規則の改正である。

ただいまの件について、ご質問等があれば、お願いします。

よろしいか。

それでは、議案第23号については、承認とする。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

それでは次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところ、継続としたいと思うが、よろしいか。

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件1件については、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 教育長報告

- ① 令和4年第二回練馬区議会定例会提出議案について
⑦ 区立学童クラブの休室について

教育長

次に、教育長報告である。

本日は、8件ご報告をさせていただく。

それでは、報告の①番からだが、なお、⑦番についても関連する案件であるので、①と⑦の報告を一緒にさせていただいて、ご質疑についても、①と⑦、一括説明、一括質

疑でお願いしたい。

それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ただいま、①と⑦の報告を一括してご説明申し上げた。一括してご質疑をいただきたいと思う。ご質問等があればお願いします。仲山委員。

仲山委員

石神井台けやき学童クラブについてだが、廃止ではなくて当面の間休室ということであるが、これはどういうお考えなのか。

子育て支援課長

これから先の使い方については、企画部企画課のほうで区立施設全体の使い方を決めていくという形で調整をしている。石神井台けやき学童クラブの建物は、保育園と合築になっているが、この建物全体が古くなっており、空調設備やキュービクルなどの更新が必要になっている。

石神井台けやき学童クラブを休室した後、保育園の子供たちが1クラスずつ空調をきれいにした学童クラブの施設を利用し、その間、保育園の空調を工事するという形を取っていくと、保育園を仮設で建てなくても、老朽化している空調の設備を更新することができる。そのため、当面の間、ほかに使うというよりは、保育園の子供たちの逃げ場所として一定期間使い、建物全体の老朽更新が終わった後で、次にどう使うか検討させていただきたい。新たに何に使うかという形が今打ち出していないところなので、休室という形をさせていただければと考えている。

以上である。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにあるか。

坂口委員。

坂口委員

この地図を見ると、石神井台けやき学童クラブまで小学校1年生から3年生の子供た

ちが通っていたのはすごく大変だったろうなと思う。校舎内に学童クラブができたことは本当に喜ばしい。

石神井台けやき学童クラブまで子供の足で何分ぐらいかかっていたのだろうか。

子育て支援課長

基本的には、小学校1年生のお子さんはほぼ石神井台児童館のほうに入れている状況である。

それと、何分かかるかについてだが、子供の足では、時間的に10分以上はかかるかといったところである。

また、通常だと、最初の4月の一定期間、慣れてきたら後は自分達で学童クラブに行ってねというところを、上石神井北小学校から石神井台けやき学童クラブに行く子供達に関しては、少し丁寧に対応している。

交通の安全面や親御さんにしてみれば心配というところがあるので、そういった点から特別に人を配置したり、学校から学童クラブに行くに当たっての引率というのを、時間を長く見たり、といったような対応をしていた。上石神井北小学校は、実は改築もしているの、来年4月には新しく学童クラブ棟が、保育園だったところが使え、その次の年には、さらに改築した校舎の中にも学童クラブ室ができるので、さらにバージョンアップする。向かい側の石神井台児童館は引き続き残るため、上石神井北小学校の子供たちは、近くで全員が学童クラブに入れる状況になるかと思っている。

以上である。

教育長

よろしいか。

それでは、ただいまの①と⑦について、以上とさせていただきます。

② 物価高騰に伴う学校給食食材購入費補助について

教育長

次は、報告の②番をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があればお願いします。

中田委員。

中田委員

区から補助していただくということで、大変ありがたいことかと思う。

他区の補助の様子について、また東京都からの補助について、分かる範囲で教えてい

ただきたい。

保健給食課長

まず、他区の状況であるが、6月の議会に関して言えば、おおむね半数くらいの区が何らかの形で支援を考えているところである。

それから、東京都の補助というのは、これに関しては特にはない。

以上である。

教育長

ほかにはないか。

岡田委員。

岡田委員

このように区のほうから補助していただいて、とてもありがたいなと思ったが、1食あたり小学校15円、中学校13円で足りるのかというのが感覚的にある。実際、給食の献立を作るに当たって、この15円や13円がどの程度子供たちに形として現れるのか教えていただきたい。

それから、この世界情勢の中で、なかなか小麦が入りにくいという話も聞くわけだが、学校給食に対する影響、例えばパン食が減ったとか、そこら辺のことはどうなっているのか教えていただければと思う。

また、学校で未納の方がいらっしゃると思うが、こういう区の補助がある中で、この未納の方たちの現状というの、もしお分かりだったら、教えていただければと思う。

保健給食課長

まず、今回説明した1食あたりの補助必要額についてであるが、もともと保護者の方から頂いている1食の単価は、小学校低学年が247円、高学年が280円、中学校でも333円という範囲であるので、10円以上の額が増えると、非常に細かいやりくりにはなるが、一定の効果はあると思っている。

給食費の改定というのは、毎年検討しているが、実際には数年に一度、あるいは十数年に一度の改定しかしていない。その改定の際、値上げをするときも1食の単価でおおむね10円に届くか届かないかというような改定が通例である。それを考えると、2年前に給食費を値上げしたばかりであるので、この短期間で15円なり13円なりの補助が必要になっているというのは、昨今の高騰の仕方が通常ではないと考えている。

また、給食の内容についてだが、ご指摘のとおり小麦など非常に高騰しており、小麦を使ったパンや麺類が使いづらくなっている。そのため、先ほど申し上げたそれぞれの学校の工夫の中で、パンや麺類の代わりに、なるべくお米を使うというようなやりくりをせざるを得ない状況である。

また、未納についてだが、ある時期には社会問題化したこともあったが、昨今未納率というのはその当時に比べると10分の1以下になっており、何十万もの未納が出たり、

何年もというケースは非常にまれになっている。

もちろんゼロではないので、学校のほうにも対応していただいているが、状況としては、未納が非常に増えているといった状況ではない。

以上である。

教育長

ほかにあるか。

坂口委員。

坂口委員

物価高騰に伴う給食費の補助を最初に決めたのは世田谷区で、それが新聞報道されていたが、練馬区も対応してくれたので安心した。

今回の補助については、9月までとのことだが、10月以降の見通しはどうなるのか。

保健給食課長

4月以降、連日報道等で物価高騰の内容ばかり出ているため、なかなか値下げや値上げが止まるということは考えづらい状況にあるのは確かである。

ただ、数か月の間で状況が一変するというようなこともないわけではないため、しかるべき時期に、遅くならないように案内させていただこうというふうを考えている。

以上である。

教育長

では、仲山委員。

仲山委員

細かいところであるが、1食当たりの不足分が、中学校のほうが少ないがこれはなぜか。

保健給食課長

なかなか確たる理由は申し上げにくいのだが、1つには先ほど申し上げた元の単価が、中学校の方が50円ぐらい設定を高くしていたということがある。

それから、僅かではあるが、中学校のほうの方が1食当たりの購入量が多いため、ある意味スケールメリットといったものも作用しているというようなことが考えられる。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにあるか。

それでは、報告の②を終了させていただく。

③ これからの図書館構想（素案）について

教育長

それでは、次に報告③番をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明について、ご質問等あればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

資料5－2の取組例の下から4つの目の囲みの中に「蔵書の見直しや共同書庫の導入」とあるが、ここの部分について具体的にどうしているのか教えていただきたい。

光が丘図書館長

図書館には、開架図書と閉架図書、いわゆる、しまっていてある図書がある。図書というのは新刊本がたくさん出たり、様々なニーズに合った新しい図書を買わなくてはならないため、毎月除籍といって、壊れた本や古くなった本などを処分している。

しかし、なかなか閉架も一杯な状態であり、そういう中で、どういうふうに通架を進めていくのかというのは、日常業務を行う中で課題となっている。

1冊しかない本は残すなど、幾つか方針を立てながらやっているが、いかに保存する本と除籍する本を分けるか、または、どこまで本として取っておくのかということも含めて、蔵書の管理の見直しが必要となっている。

閉架書庫というのはかなりスペースが要するため、例えば共同書庫みたいはどこかへ1か所にまとめてといったことができないかというところを検討していくというのが、ここで言っているところである。

利用者の皆さんから図書がたくさんあり過ぎて探しにくいや、ゆとりがあると手に取りやすいといったお声をいただくので、ここではそのようなことを指して書かせていただいている。

以上である。

教育長

私からも、この資料5－3の32ページの沿革に「平成6年6月 第一回「リサイクル市」実施」とあるが、廃棄本などのリサイクルをもう既に30年近く前からやっているように思うが、間違いないか。

光が丘図書館長

リサイクルコーナーは現在でもやっている。

こちらは先ほど申し上げたように、図書の処分をさせていただく際、さほど状態が悪くなっていないが、複数冊持っている必要がないような図書については、皆さんにお持ち帰りいただき、使っていただくために、各図書館リサイクルコーナーとして一定の場所を設けている。

以上である。

教育長

ということで、図書は全部捨てているわけではなく、有効活用をさせていただいているところである。

ほかにあるか。

坂口委員。

坂口委員

図書館の10年後を考えて、これだけのプランニングができたことは素晴らしいと思っている。

ただ、少し引かかっているところがあり、10年後というと、日本はもっとグローバル化が進み、色々な国の人たちと一緒に暮らすようになっていっているのではないかという懸念もある。今回の中には、その辺りの記載がない気がする。

本当に僅かな情報を求めて過ごす人たちにとっては大事な事かと思うが、その辺りはどうなさる予定か。

光が丘図書館長

まず前提として、これは「取組例」であるので、やることを全て網羅しているわけではないということをご理解いただきたい。

そして、今、委員がおっしゃったような、日本にやってきた外国人に対するサービスという点も大事な視点だと思っている。まだ細々としたものだが、光が丘図書館では外国語図書コーナーというものがある。今後、どのぐらい広げていく必要があるのか。または、図書館の大切な機能であるレファレンスという形で他の図書館や他のところをご案内をしていくのか。そういったことも含めて、時代の趨勢を見ながら対応していきたいと思っている。

以上である。

教育長

ほかはないだろうか。

中田委員。

中田委員

多様なニーズに応えるということで、取組例に「会話などを楽しめる時間帯（おしゃべりタイム）やスペースの提供」が入っているが、すごく良いことだと思った。どうし

でも図書館と言えば静かに過ごす場所というふうになっていて、静かに読み聞かせをしなければいけなかったり、必ずしもじっとしてられる子供たちばかりではなく、ましてや障害があってじっとしてられない子や大きな声を出したりする子たちもいるため、このおしゃべりタイムの提供は、そういう子たちも自由に通えたりするため非常に良いと思った。

図書館というと、自分の家の近くに行くのが通常かと思うが、今おっしゃったように地域の特性に応じた図書館を目指しているということで、ほかの図書館の、例えば貫井図書館は布絵本があるといった、ここの図書館にはこういうアピールポイントがあるということが分かると、自分の地域外の図書館にも行こうかなと思う。そういう宣伝方法などはされているのか教えてほしい。

光が丘図書館長

今まさに中田委員がおっしゃったような、親子連れの方から少し声を出して読み聞かせができるというお声は複数いただいている。もちろんそういったお部屋を造れば良いのだが、なかなか改修というタイミングでないといけない。そのため、会話などを自由楽しめる時間帯をつくったり、あるいは会議室を使っていないときに開放したり、といった今あるところでもやれることがあるのではということで、取組例として掲げさせていただいた。本当にそういったお声を大事にしながら、取組をしていきたいと思っている。

また、各館いろんな取組をさせていただいているが、実は区内の皆さんにまだまだ届いていないと思っている。様々な媒体を通して、もっと図書館の魅力の発信にも努めていきたいと思っている。

以上である。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

この構想を拝見して、とてもすばらしいと感じると同時に、10年後にこういうふうにできることを強く期待している。

資料5-2の「幅広い年代の人々が集まり」という部分なのだが、先ほどの坂口委員の発言とも重なる部分ではあるが、幅広い年代の人だけではなく、外国人の方とか障害のある方とかもっと多様な方たちの交流というものが、ここでしっかり表現されたほうが、強くアピールできるのではないかと感じた。

これから10年後には、先ほどの委員のお話があったように外国の方もいらっしゃるだろうし、様々な交流が必要かと思うので、そこら辺を少しご検討いただければと思う。

あと、細かい部分については、意見表明できるということなので、またこれを活用して、意見を述べさせていただきたい。どうもありがとう。

光が丘図書館長

今後、案を策定するに当たっては、今、皆様からいただいた様々な意見も検討させていただきたいと思っている。本当に貴重なご意見をありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。

それでは、ただいまの報告については、以上とさせていただきます。

④ 練馬区立図書館の指定管理者の公募について

教育長

次に報告の④番について、願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの件について、ご質問等があればお願いしたい。
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の④番を終了する。

⑤ 練馬区立上石神井児童館および練馬区立上石神井児童館学童クラブの指定管理者の公募について

⑥ 練馬区立光が丘児童館の指定管理者の選定について

教育長

次に報告の⑤であるが、⑥番とも関連があるため、一括してご説明をさせていただき、一括してご質疑をお願いしたい。

では、説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

これらの報告について、ご質疑等あれば、願います。

よろしいか。

ただいまの2件については、終了とさせていただきます。

⑧ 令和4年度「練馬子ども議会」の開催について

教育長

次に報告の⑧について、説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告について、ご質問等があれば、お願いをする。

仲山委員。

仲山委員

これまでどのくらいの子供が参加していたかということと、それから、実際に区政に反映された提言があったら、教えていただきたい。

青少年課長

まず、生徒の参加についてだが、区立中学校からはおおむね1名来ていただいている。元年度については、2名出た学校が1校あったため、区立中学校が34名、私立中学校が1名、計35名の参加があった。

今年度はまだ募集しているところではあるが、区立中学校は、各校1名で、33名が集まっているところである。そのほか都立中学校から1名、私立からも1名、現在35名の予定である。例年、区立中学校はほぼ全員来ていただけているが、国立と私立については参加が比較的少ないのが現状である。

それから、区政に反映した例であるが、例えば選挙の啓発のためのポスターコンクールをSNSで発信してほしいという要望があり、それを実施した例がある。そのほか、児童館が行う中学生向けの講座については、中学校にカラー刷りの印刷を発行してほしいというご要望をいただき、場合によって提供するような形で対応した。

以上である。

教育長

ただいまの質問は、この期間中何人ぐらゐの生徒が参加されたかという質問か。

仲山委員

そうである。

青少年課長

失礼した。生徒が参加するのは、おおむねこの数である。傍聴に来ていただいた数については、学校の先生、保護者の方というような形で数を取っているため、実際中学生が何名参加したかという実数は持っていない。

教育長

ざっと計算すると、2001年、2004年から2022年までの間、実施していない2年間を除くと、約16年実施した計算になる。毎年35名程度参加しているため、通算600名ぐらいの生徒が参加していると思われる。以上である。

坂口委員。

坂口委員

練馬子ども議会は中学生たちが、幾つかのグループに分かれて、自分の興味があるテーマを追求し、毎年非常にすばらしい報告書ができています。先ほどのどういうことを実現されたかというところはすごく大事で、具体化したことをきちんと報告したほうがいい。

これはテレビで知ったのだが、ある地方では若者の選挙の投票率が非常にいい。なぜかと言うと、若者たちを中心にした会に町が予算をつけて、選挙などに使っていたという。こういう教育の仕方があるのだなと私も感心した。

練馬子ども議会が2年ぶりに開かれるということは、おそらく地球温暖化をどうするかとか、どうやって持続社会をつくるかとか、若者らしいテーマが幾つも出てきて、非常に期待が持てる。

それから、出てきた要望を予算がないからできないではなく、費用がかかるなら捻出して、実現化するという、そこまで踏み込んで活用していただけたらと思う。報告書1冊できても、子供たちが卒業したらそれで終わってしまうため、ぜひダイナミックに活用していただけたらと思う。

以上である。

青少年課長

区政について、例年、教育・こども分野から2テーマ、その他の区政から2テーマというような形で、子供たちからアンケートを取り、子供たちの希望に沿ったもので研究をしていただいているところである。

子供たちにも、いろいろなところで期待されているということをお伝えしながら、実りある子ども議会にしていきたいと思っている。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

ほかにはないだろうか。よろしいか。

⑨ その他

教育長

それでは、ご用意した案件は、以上である。
では、事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。
現在のところ、ほかにはない。
以上である。

教育長

委員の皆様から、何かないか。よろしいか。
それでは、以上をもって、第12回教育委員会定例会を終了する。